

平成 23 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 山 武  
代 表 者 名 代表取締役社長 小野木 聖二  
(コード番号 6845 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 財務部長 熊田 大史  
(TEL : 03 - 6810 - 1010)

## 会社法施行規則第 118 条に定める株式会社の支配に関する基本方針の継続についてのお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 9 日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号、以下「基本方針」といいます。）並びに、この基本方針を実現するための特別の取組み（同条第 3 号ロ(1)）について決定し、同日付でお知らせいたしました。

当社取締役会では、その後の情勢変化、法令等の改正等を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、現行の大量買付ルール<sup>1</sup>についてさらなる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果、平成 23 年 5 月 10 日開催の取締役会において、現行の大量買付ルールの有効期間が終了した後に、一部を変更した上で継続することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

当該特別の取組みの一部として定める大量買付ルールとは、大量買付行為<sup>2</sup>がなされた場合において、当該大量買付行為を行う者に対して①一定の手続を遵守すること及び②必要かつ十分な情報提供を行うことを求めることによって、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かを株主の皆様にご判断いただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保・提供することを目的としており、新株及び新株予約権の割当て等を用いた具体的な買収防衛策について定めるものではありません。

ただし、当社取締役及び当社取締役会は、大量買付行為がなされた場合には、善管注意義務を負う受託者として、株主の皆様のご意思を最大限尊重しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう適切に対処していく所存です。

変更の概要は以下のとおりです。

1. 大量買付ルールに定める「取締役会評価期間」について、「原則として 90 日以内（必要に応じ延長することがある）」としていた部分を、最長 90 日以内としました。
2. その他、引用する法令等の改正に伴う形式的な変更を行いました。

<sup>1</sup> II 2 において定義するものとし、以下同様とします。

<sup>2</sup> II 2 において定義するものとし、以下同様とします。

## 記

### I 基本方針

当社は、「私たちは、『人を中心としたオートメーション』で、人々の『安心、快適、達成感』を実現するとともに、地球環境に貢献します。」という azbil グループ理念のもと、企業活動を健全に継続、成長させ、株主の皆様、お客様、従業員、地域社会の皆様等、全てのステークホルダーに対して、中長期的な視点に立ち、企業価値を常に向上させ、最大化することが使命であると考えております。

当社は、大きく変化する社会・企業環境にあつて、azbil グループ理念を踏まえ、永年培った計測と制御を中核とした技術とリソースを活かした安全・安心で高品質・高付加価値の製品・サービスを提供し、これまで以上にお客様の課題解決にあたるグループ一体経営を推進することが、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

すなわち、第一に、先進的な技術開発を進め、商品開発から生産、販売、施工、メンテナンスサービスにいたる一貫した事業体制のもと、現場から生まれるお客様のニーズに対応できる商品力を強化し、azbil グループならではのソリューションを提供すること、第二に、グループ横断的なチームワークを築き、生産、販売、サービス等において、社内の各事業部門間での協業による事業効率の最適化と事業範囲の拡大を図ること、第三に、海外展開を促進するために、プロダクト、ソリューション両事業において、国ごとの状況を踏まえたグローバルな生産、販売の基盤を強化することが必要不可欠であると考えております。

このため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、azbil グループ理念を尊重し、かつ、上記施策を進めることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させる者が望ましいと考えており、最終的には当社の株主全体の意思に基づき決定されるべきものであると考えております。

当社は、東京証券取引所第一部上場企業として、当社株式の高度の流通性を確保することも、当社の重要な責務であると認識しており、当社の企業価値・株主共同の利益を害するものでない限り、大量買付行為を否定するものではありません。

しかし、大量買付行為を行った上で、不適切な手段により株価をつり上げて高値で株式を会社に引き取らせる行為や、いわゆる焦土化経営等、大量買付者<sup>1</sup>以外の株主の株式の価値を不当に低下させ、大量買付者の利益のみを追求する行為が行われる可能性を否定することはできません。

当社は、企業価値の向上及び株主共同の利益に資するものであれば、取締役会の同意を得ない経営権獲得を否定するものではありませんが、プレミアムを十分に評価せずに、大量買付者とその他の株主の皆様との情報格差を利用して不当に安い価格で大量買付行為を行

---

<sup>1</sup> II 2において定義するものとし、以下同様とします。

うことや、長期保有を望まれている株主の皆様に対して強圧的な手段を用いて株式の売却を迫る行為を容認することはできません。

## II 基本方針を実現するための当社の取組み

当社は、上記の基本方針の実現に資する特別な取組み（会社法施行規則 118 条第 3 号ロ (1)）として、当社の経営計画を実行していくことにより、経営資源を有効活用して企業価値の更なる向上を実現するとともに、大量買付行為が行われた際に、株主の皆様にご判断いただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保・提供することが重要であると考えております。

### 1 中期経営計画の実行による企業価値向上のための取組み

当社は、「人を中心としたオートメーション」すなわち、人を中心に据え、人と技術が協創するオートメーション世界の実現に注力し、お客様の安全・安心や企業価値の向上、地球環境問題の改善等に貢献する世界トップクラスの企業集団になることを長期目標としております。そして、平成 26 年 3 月期を最終事業年度とする 4 ヶ年の中期経営計画の期間を「発展期」と位置付け、前中期経営計画の「基盤を確たるものにする期」に引き続き、ステークホルダーとの良好な関係のもと、グローバル社会で責任ある存在として、azbil グループならではの商品力並びに総合力をもって、企業価値の増大を図る取組みを進めております。

具体的には、「建物」のオートメーションを進めるビルディングオートメーション事業においては、独自の環境制御技術で、人々に快適で効率の良い執務・生産空間を創り出し、同時に環境負荷低減に貢献する事業として展開いたします。「工場やプラント」のオートメーションを進めるアドバンスオートメーション事業においては、生産に関わる人々との協働を通じ、先進的な計測制御技術を発展させ、お客様の新たな価値を創造する事業として展開いたします。「生活・生命」に関わる領域でオートメーション技術を活用するライフオートメーション事業においては、永年培った計測・制御・計量の技術と行き届いたサービスを、ガス水道等のライフライン、介護・健康支援等に展開し、人々のいきいきとした暮らしに貢献する事業として展開いたします。そして、これら 3 つの事業を有機的に結びつけ、持続的な成長を可能にしております。さらに、経営を取り巻く諸リスクへの備えを強化し、CSR を重視した経営を行うとともに、コーポレートガバナンスの強化を着実に進めております。

### 2 大量買付行為において株主の皆様にご判断いただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保・提供するための取組み

(1) 基本的な考え方

当社は、基本方針において記載した諸事情に鑑み、不適切な企業買収に対して相当な範囲で適切な対応策を講ずることが中長期的視点に立った企業価値向上に集中的に取り組む、一人一人の株主の皆様利益ひいては株主共同の利益を保護するうえで必要不可欠であると判断し、平成 20 年 5 月 9 日開催の取締役会において、そのための手続（以下「大量買付ルール」といいます。）の設定を決定し、平成 23 年 5 月 10 日開催の取締役会において、一部を修正した上で継続することを決定いたしました。

(2) 目的

大量買付ルールは、不適切な方法による大量買付行為によって株主の皆様真意に反する株式の売却を迫る行為その他株主共同の利益を害する行為から株主の皆様を保護するため、(i)当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、公開買付け<sup>2</sup>に係る株券等の大量買付者及び大量買付者の特別関係者<sup>3</sup>の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付けを行おうとする場合又は(ii)当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、大量買付者及び大量買付者グループ<sup>5</sup>の株券等保有割合<sup>6</sup>が 20%以上となる買付けその他の取得（市場取引、公開買付け等の具体的な買付け方法の如何は問わないものとします。）を行おうとする場合<sup>\*</sup>において、大量買付者に対して当該大量買付行為についての情報提供を求めるとともに、株主の皆様が、当該大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を害するものかどうかを判断する機会を保障することを目的としています。

※以下、(i) 及び (ii) の行為のいずれについても、当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、「大量買付行為」といい、大量買付行為を行おうとする者を「大量買付者」といいます。

(3) 大量買付ルールの詳細

大量買付ルールにおいては、大量買付行為が行われる場合に、株主の皆様が当該大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただくために必要かつ十分な情報及び時間を確保・提供するための手続を定めています。大量買付ルールの詳細は以下のとおりです。

(i) 当社に対する意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合、大量買付者は、大量買付行為に

---

<sup>1</sup>金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。

<sup>2</sup>金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けをいいます。

<sup>3</sup>金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。

<sup>4</sup>金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。

<sup>5</sup>金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者をいいます。

<sup>6</sup>金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。

先立ち、必ず、当社取締役会に対して、当該大量買付者が大量買付行為に際して大量買付ルールに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める手続により提出していただきます。具体的には、意向表明書に別紙①に定める情報を記載していただきます。

(ii) 当社に対する大量買付情報の提供

当社取締役会は、上記(i)の意向表明書を受領後 10 営業日以内に、大量買付者に対し、別紙②に定める情報（以下「大量買付情報」といいます。）のリストを交付して、情報提供を求めます。

なお、当社取締役会は、大量買付者から提出された大量買付情報が、大量買付者が行おうとする大量買付行為を評価するために不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、大量買付者に対して、追加情報を提出するよう求めるものといたします。

(iii) 大量買付情報の開示

当社取締役会は、必要に応じて、大量買付行為が提案された事実及び大量買付情報その他大量買付者から受けた情報について、当社取締役会が適当と定める時期及び方法により、その全部又は一部を開示いたします。

(iv) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大量買付行為の評価のために必要かつ十分な大量買付情報を受領した場合又は大量買付者が大量買付情報の提供を拒んだ場合には、大量買付行為の評価の難易度等に応じて、以下のa又はbの期間（いずれも初日は含みません。）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、公表します。大量買付者は、意向表明書の提出後、取締役会評価期間が満了するまでは、大量買付行為を開始しないようお願いいたします。

a 大量買付行為の対価が現金（円貨）の場合であって、大量買付者が当社の要求した大量買付情報の提供を拒まなかった場合 最長 60 日以内

b その他の場合 最長 90 日以内

(v) 大量買付行為の評価方法

当社取締役会は、大量買付者から受領した大量買付情報及び当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大量買付者による大量買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を害するものか否かを評価します。たとえば、別紙③に記載した場合は、企業価値・株主共同の利益を害する大量買付行為と評価することと

なりますが、別紙③はあくまで例示であり、当社取締役会が企業価値・株主共同の利益を害する大量買付行為と評価する場合はこれらに限られません。

なお、当社取締役会は、大量買付者による大量買付行為の検討等にあたって、当社の費用において、弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタント等を含む独立の第三者の助言を受けることができるものいたします。

(vi) 大量買付行為の評価結果等の開示

当社取締役会は、①上記(v)における大量買付行為の評価の結果、②当該評価に至った理由並びに③株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを適切に判断するために有益と考えられる情報を、当社取締役会が適当と定める時期及び方法により開示いたします。

(vii) 大量買付行為の内容の修正

大量買付者が、意向表明書に記載された大量買付行為に関する事項について重要な変更を行った場合、当社取締役会は、当該変更が、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、従前の提案内容よりも望ましいものであると判断する場合には、従前の提案内容に関し進められてきた大量買付ルールに基づく手続を維持することが実務上可能と認める限りにおいて、当該変更後の提案を、従前の提案と同一性を有する提案であるものとして取り扱い、大量買付ルールに基づく従前の手続を継続できるものいたします。

一方、当社取締役会は、大量買付者が行った意向表明書に記載された大量買付行為に関する事項についての重要な変更が、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保の観点から、従前の提案内容よりも望ましいものであると判断しない場合には、従前の提案内容に関し進められてきた大量買付ルールに基づく手続を中止することができます。当社取締役会が手続を中止した場合、大量買付者には、変更後の提案について新たな意向表明書を提出していただきます。当社取締役会は、当該新たな意向表明書が提出された後、当該変更後の提案を新たな大量買付行為に関する提案として取り扱い、大量買付ルールに基づく手続を新たに開始するものいたします。

なお、大量買付者は、大量買付行為に関する提案をいつでも撤回できるものいたします。

(viii) 大量買付者との交渉等

当社の取締役は、取締役会評価期間中、必要に応じて、企業価値・株主共同の利益の毀損を防止するための措置や買付条件の改善について大量買付者と交渉し、又は、株主の皆様に対する代替措置の提案を行うことができるものいたします。

(4) 大量買付ルールの有効期間、廃止及び変更

大量買付ルールは、平成 23 年 7 月 1 日から 3 年間を有効期間とするものいたします。

また、有効期間内であっても、当社取締役会において、法令等の改正や判例の動向等を考慮して、大量買付ルールの見直し若しくは廃止が決議された場合には、大量買付ルールを随時、見直し又は廃止できることといたします。かかる場合、取締役会は、法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、法令等に改正があり、これらが施行された場合には、大量買付ルールにおいて引用する法令等は、改正後の法令等を実質的に継承する法令等に、それぞれ読み替えられるものいたします。

以上

意向表明書に記載していただく情報

- 1 大量買付者の概要
  - (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地
  - (2) 代表者の役職及び氏名
  - (3) 会社等の目的及び事業の内容
  - (4) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位 10 名）の概要
  - (5) 国内連絡先
  - (6) 設立準拠法
- 2 大量買付者が現に保有する当社の株券等の数及び意向表明書提出前 180 日間における大量買付者等の当社の株券等の取引状況
- 3 大量買付者が提案する大量買付行為の概要
  - (1) 大量買付者が大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数
  - (2) 大量買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）
  - (3) 大量買付行為の買付予定価格

以上



大量買付情報

- 1 大量買付者及び大量買付者グループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- 2 大量買付行為の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（大量買付行為の対価の種類及び金額、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、並びに大量買付行為の実行の現実的可能性等を含みます。）
- 3 大量買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- 4 大量買付行為の資金の裏付け（資金提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- 5 大量買付者が意図する経営方針及び事業計画等
- 6 大量買付者の経営方針及び事業計画が当社株主の皆様と与える影響とその内容
- 7 大量買付者の経営方針及び事業計画が株主の皆様以外の当社ステークホルダーと与える影響とその内容
- 8 その他、当社取締役会が評価にあたり必要とする情報

以上

当社の企業価値・株主共同の利益を害するものと評価する場合（例示）

- 1 大量買付者が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、高値で当社株式を当社グループ又はその関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行う場合
- 2 大量買付者が、会社経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者や大量買付者グループに移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大量買付行為を行う場合
- 3 大量買付者が、会社経営を支配した後に、当社グループの資産を当該大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で大量買付行為を行う場合
- 4 大量買付者が、会社経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行う場合
- 5 大量買付者の提示する当社株式の買付方法が、最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、大量買付行為を行うものである場合（いわゆる強圧的二段階買収）
- 6 大量買付者が、大量買付者とその他の株主の皆様との間の情報格差を利用して著しく安い価格で大量買付行為を行う場合
- 7 大量買付者が、買付資金を十分に有することを当社に証明することなく大量買付行為を行う場合
- 8 大量買付者が、大量買付ルールに定める手続を遵守せず、株主の皆様に対して必要かつ十分な情報及び時間を確保することなく大量買付行為を行う場合
- 9 大量買付行為が、当社の継続的かつ健全な事業活動のために保護すべき利益を害するものであると合理的に判断される場合
- 10 大量買付者の意図する経営方針及び事業計画等が、不十分又は不適當であり、大量買付行為が行われた場合における当社の企業価値・株主共同の利益が害されると合理的に判断される場合
- 11 その他 1 から 10 までのいずれかに類する場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を害すると合理的に判断される場合

以上